

## 1. 入札・契約手続の効率化等による迅速かつ着実な執行

- ①速やかに翌債申請手続を進めるとともに早期発注、早期執行を目指す
- ②発注ロット(分任支出負担行為担当官が契約できる範囲)の拡大  
事業執行の迅速化や効率化の観点から、分任官で契約できる範囲を3億9千万円(官庁営繕においては2億6千万円)まで拡大。
- ③入札書及び技術資料の同時提出型の取扱い  
2次補正予算による工事は、同時提出型を適用しない。
- ④概算数量発注及び詳細設計付工事発注を活用  
早期発注及び手続きの効率化の観点から概算数量発注及び詳細設計付工事発注を活用。
- ⑤総合評価落札方式の実施に際しては、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮するため「**地域密着工事型**」を活用するとともに、十分な技術力を持つにもかかわらず評価対象となる工事成績や表彰を持たない企業等に対しても受注機会の拡大を図るため、「**自治体実績評価型**」、「**技術提案チャレンジ型**」等の試行を積極的に活用  
また、若手技術者を活用する「**若手技術者活用評価型**」等の試行を積極的に実施
- ⑥総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、「**一括審査方式**」を積極的に活用。また、技術審査資料を簡素化する「**簡易確認型**」を積極的に活用

## 2. 円滑な事業執行

### ①施工時期の平準化

年度の発注件数及び発注金額を鑑み**平準化率0.9以上の達成を目標**とする。

### ②余裕期間制度の活用

柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう、余裕期間制度を原則とし活用。当分の運用として、余裕期間は、契約ごとに**工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を越えない範囲内で設定**。

※余裕期間の緩和

これまで：工期の30%を越えず、かつ、4ヶ月を越えない範囲内

これから：工期の40%を越えず、かつ、5ヶ月を越えない範囲内

### ③週休2日モデル工事においても適切な工期を確保

### ④積算における不調・不落対策

一層円滑な発注及び施工体制の確保を図る観点から、**見積の積極活用、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算などを適切に実施**。